

令和5年第6回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年6月1日(木) 13時29分から14時26分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員 (19名)

会長	19番	原 心			
会長職務代理	2番	山崎 彰	3番	小松 和啓	
委員	1番	山内 茂	4番	藤原 新市	5番 堤 昭雄
	6番	竹村 純吉	7番	三谷 富重	8番 西村 広幸
	9番	三木 克司	10番	岡本 博臣	11番 竹平 豊久
	12番	西岡 久	13番	森田 良彦	14番 上島 陽子
	15番	五百蔵 純太	16番	門脇 義人	17番 岡田 修一
	18番	宗石 大輔			

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第3条の規定による許可取消について
第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
第4号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第5号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第6号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地主幹	大倉 達也
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会(13時29分) はい、それでは定刻になりましたので、ただ今から始めたいと思います。 まず初めに資料の確認をお願いします。まず議案書、それと農地法第3条調査書、それと写真資料、それと利用権設定等の申出書、それと農地利用の最適化推進意見交換会資料、それと写真資料になります。以上になります。大丈夫ですかね。ありますかね。 それでは議案書等の訂正をお願いしたいと思います。議案書の2ページ申請番号7と入ってますが、ここを7番から5番に訂正をお願いします。それでは局長の方からお願いします。
事務局	どうもいつもお世話になってます。会に先立ちまして、例のですね、杉田ダム土地改良区の水路が使えんっておる件につきまして進展がありましたので

ご説明させていただきます。市単独です、補助金を作るように予算をですね、補正予算を組みまして、補正予算通りまして、でそちらの方ですね、補助金の法律の方も通過を致しまして、補助金を払えるようになりました。それで当初ですね、8ヶ月から10ヶ月ポンプの製作に時間がかかるということでもございましたが、メーカーの方が7ヶ月あったら出来るということになりました、今のところほぼほぼ来年の稲の方ですね、作付けにつきましては早生の方も間に合うような段取りでは進めるようになりました。またですね、最後決まりましたらですね、またご案内を各組合員さんの方に土地改良区の方からするようになると思います。また進展がございましたら、またこの委員会でもご報告させていただきます。私の方からは以上です。

事務局

それではただ今から、令和5年 第6回の農業委員会総会を開催致します。香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。

議長

はい、皆さんこんにちは。ちょっとこう天気が悪いですが、梅雨も入りですね、そして台風2号が土佐沖の方を通りそうな予定になってます。今のところ台風の日、まだしっかりしちゅうということで、強いとは言われてますが、若干こう土佐沖離れて行けばですね、大した被害もないかなあという思いもしますが、何とも言えません。弱っていただいて、今ゆっくりゆっくり方向変えてますので、弱っていただいてですね、仮に土佐沖近くを通ったとしても被害が無いことを祈っております。それからこっちへ来るときにですね、香北の方も田植えの準備が進み、もう早いのは田植えも済んだというふうな状況になっていてそれぞれ皆さんお忙しい中、ご出席いただきまして有難うございます。

実はですね、25日には県下の11市の全体の会、11市の会を毎年やっておりますが、今年は、3年間書面決議やっておりましたが、ちょうど今年香美市のまわりになりまして、25日にお陰様で県下の11市の皆さん方に集まっただき、また県の基盤課とか支援課とかそして農業会議等にご出席いただきましてですね、会も無事終わりました。それから、昨日おとつ、東京で全国の会長会、そしてそれに出席もさせていただきまして今一番の問題は人・農地プランからですね、地域計画の策定というふうなことでそれをどうしてもやらなあかん、それで2年間でこれを仕上げてくれというふうなことの要請がきてます。香美市としましてはですね、農林課、そして農業委員会、そしてJAとかいろんな組織がですね、またどんな方法でやるかは別として、一応コロナの前から始まってました、人・農地プランでですね、地図に色を塗ったりとかいうことをしてきてますので、職員の皆さんには大変ご苦労もあろうかと思いますが、またそれをですね、たたき台を拵えてから、地域、地域で農業委員の皆さん方にも、もちろんご参加をいただいてですね、また5年先、10年先にこの農地については誰が作るか、この人らあも75歳を過ぎちゅうと5年先があんまり分らんんじゃないろうかというふうなことをですね、色分けをする作業を進めていかなあかんってなってます。そんなことで大変まあ、皆さん方にもお忙しいとは思いますが、前にやった時にはですね、人・農地プランの時には地域の認定農業者だったり、それから地域のそれぞれ地域の人だけに集まっただきでしたが、今回についてはJAにもお願いをしたり、普及センターからの応援をしてもらったりしながらですね、進めていきたいというふうな思ってますのでよろしくお願ひをしたいと思います。皆さんに頼むことがどっさり出来てきてですね、大変ご苦労を掛けるかもわかりませんが、ひとつご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは本日の会に入っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひを致したいと思ひます。

それでは議案に沿いまして本日の議題を進めて参りたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町字宗日殿丸385番1、地目は田、面積は151㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町植字ウエムラノニシ169番1、地目は田、面積は284㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町朴ノ木字黒土78番1、地目は田、面積は442㎡、外1筆、計2筆で合計面積469.76㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,102.63㎡、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は受贈(その他)、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町美良布字小松ケ瀬854番2、地目は田、面積は115㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,495㎡、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町菰生野字宮ノカイチ93番、地目は田、面積は536㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は639㎡、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は5です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

はい、議案第1号につきまして説明が終わりましたので、それぞれ皆さんにご意見をいただきたいと思えます。

推進委員
(1番)

ちよっとすいません。

議長

はい、どうぞ。

推進委員
(1番)

議案第3号ですけど、資料3は全然違うように思いますが、どうでしょう。資料3は8筆ありますけど。

事務局

ごめんなさい。合計ですね、申請自体はですね、全部で9筆になります。ちよっとこちらの資料作成の時にですね、別紙に跨ってる筆がありまして、そちらが抜かっておりまして、78-1,78-2の地番のところに加えて79,80,279-1,281,282,283-1,284-1ですので、3筆目からですね、79,80,279-1,281,282,283-1,284-1という筆がちよっと抜かっておりまして、合計の面積も変わってきます。

議長

それコピーできんか、今。それコピーしてきて渡して、それから合計筆も後で訂正して。ほんで資料プラスしますき。3番の案件についてこれから資料をちよっと追加しますので、今日の案件で済ませておきたいのでよろしく願います。

そういうことで他の件につきまして何かご質問ありませんか。

ごめん、2番よね、堤君、この植の贈与よ、どんな関係、この人。■■■と■■■さんと。

委員(5番)

ほんと近所の方です。ほんで多分、ずっと野菜を作ってたんで、そのまま

あげましようっていうことになったんじゃないでしょうか。

議 長 ああそうか、はいはい。面積が、ほら、受贈の場合は少ない面積でも問題ないがじゃお、4反じゃいうて、昔は4反、それは問題ないし、今回についても仮にこれを売買にしてもよね、問題ないわね。下限面積。ただし、あと十分に管理をしていただくという条件をつけなあいかんけんど。今まで野菜作ってやりゆうから問題無いと
他に何かありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無ければ、資料が出来るまではですね、出来てきたら議案第1号にかえりますが、議案第1号はちょっと保留にしちよいて皆さん方から質問が無ければ議案第2号へ入りたいと思いますが、構いませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 それではそういうことで、すいません、議案第2号農地法第3条の規定による許可の取消についての説明をお願いします。

事 務 局 報告です。第2号ということで説明させていただきます。農地法第3条の許可取消について報告いたします

1番、申請地は香北町梅久保字菊屋562番、地目は畑、面積は158㎡、外2筆、計3筆で合計246㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、取消理由は価格の折り合いがつかなかったため、権利は所有権移転売買、許可日は令和5年4月6日に行っているものです。

取消理由についてはちょっと繰り返しになるんですけど、当初、一旦は、土地の売買価格をお互い了承していたが、交渉する最終段階で、価格について折り合いがつかなくなったため、今回、3条の許可取り消しということになりました。以上です。

議 長 ごめん、当初はなんぼにしちよった。

事 務 局 えーと、金額。

議 長 金額出てないか。

事 務 局 そうですね。

議 長 前戻ったらわかるろうけどね。

事 務 局 ちよっと待って下さい。

議 長 そこまでえい。わかるやったら教えて。

事 務 局 総額10万円です。

議 長 総額か。

事 務 局 うん、総額10万円です。

議 長 それで折りがつかんかったっていうことやね。はい、分かりました。
議案第2号につきましてですね、許可の取り消しということですが、報告のみということですが、何か皆さん方ご質問があれば受けたいと思います。
まあ、どう言いますか、私ではその農地の状況、知ってなってますけど、どんな状況かはちょっとわかりませんので、価格の折りがつかなかったということについての中身が双方当事者だけの話であろうと思いますが、他から見て、これちょっと安いとか、高いとかいうこともあろうかと思えますけど、この件についてはですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思えます。
続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号 農地法第5条による許可申請について説明致します。
1番、権利の種類は地上権設定、申請地は香北町美良布字田野水口683番38、地目は畑、面積は33㎡、外2筆、計3筆で合計面積66.73㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電施設、転用事由は「申請地は耕作放棄地で、今後も耕作予定は無いので、隣の発電所の土地と一緒に利用し、再生可能エネルギーの普及に貢献したいと考えます。申請地だけ残されても、現状は使い道がないという地権者の話もあります。」ということです。資料は6、農地区分は2種農地、調査員は小松委員です。
申請地の農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、香北支所から500m以内に位置する農地であることから第2種農地であると判断されます。
なお、今回の申請につきましては、平成30年5月2日に県に許可された案件ですが、当初の計画に要した用地に錯誤があり、必要な土地を要していたことが申請者の調査で判明し、このことを県に報告すると、違法転用状態になるため、始末書を提出の上、新たに要している土地について転用申請を行うよう指示がありましたので、本申請となっております。以上です

議 長 すいません、調査員の小松委員。

委員 (3番) 資料の6-1を見て下さい。下に写真が載っておりますが、大宮小学校の西側、上段は物部川になります。ここ ■■■■■さんが5年位前だと思いますけど、太陽光発電のあれをしまして、その時に、農免道路に沿った土地が20cm、30cmの幅で、ずっと残っておったということはわからずに太陽光を設置したもんです。おそらく推測ですけど、この農免道路と作った時の残地的なものじゃないろうかと思えますけど、■■■■■さんの意見を取り上げていただいて■■■■■さんが管理してくれるということになりました。大変ありがたいことです。問題無いと思えます。

議 長 はい、有難うございます。続いて竹平さんお願いします。

事 務 局 すいません、本日の議案で突然ちょっと対応せなあいかんことが起こりまして、2番の分なんですけども、昨日ですね、申請者の方がちょっと詳細は分からないんですけど、お亡くなりになりまして、ちょっとこの案件については申請者が居なくなったということもありますので、ここでの審議はちょっと出来ないということで、一旦、行政書士が入って申請されてるんですけど、行政書士さんに連絡を取りまして、一旦、これについては取り下げをして、今後ちょっとどうなるかまだわかりませんが、本日申請者がお亡くなりになられたということで、ここではもう審査今日はしないということでさせていただきまます。改めてまた動きが今後出てきた時にちょっとまたどうするかということになりますので今日の審査はもうしないということでさせていただきます。以上です

す。

議 長 すいません、竹平さん出番がのうなっでごめんなさい。これあのまあ、守秘義務のどうのってことないと思いますけど、実はトラクターでですね、こけて亡くなったということらしいです。農作業、皆さんされますが、特にこの山手の方にですね、農地については崖があったり、坂がきつかったり、そんなことがありますので皆さん方十分に注意をしてですね、やっていただきたいというふうに思います。これで2番はですね、取り下げになりましたので、1番だけに皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、先程の小松さんの話の中にもあったように、道路幅員の時か、道路を新しく付けた時か知りませんが、その残地が、こういうふうな狭い幅で残っちゃったというのが、切り図に残って、いまだ隣本の中にもですね分筆をして、けれども道路は分筆されちゃうが、元々あった農地がここへ残っちゃったということですね、あとはコーワさん、太陽光を設置しちゃうコーワさんが管理してくれるというふうなことでこのようになってます。格段問題は無いと思いますが、何かご質問があれば受けたいと思います。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無ければですね、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請、賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第4号農地法第5条の規定による届出の報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号 農地法第5条の届出報告について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町東本町2丁目25番、地目は畑、面積は105㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は露天駐車場、資料は8で調査員は事務局高月です。以上です。

議 長 はい、議案第4号について説明がありましたので、皆さん方から質問があれば受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。
市外化区域内のですね、商店街の田の図書館ですが、そこですので、農地の転用についてはですね、畑で残っちゃったものが宅地化されるということになるかと思いますので、宅地じゃない駐車場か。格段問題は無いと思いますが、何かご質問があれば受けたいと思いますが。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですのでこの件についても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。
続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事 務 局 はい、議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。
まずは、農業公社による中間管理事業になります。
1番、土佐山田町山田の農地5筆、合計5,965㎡を■■■■の■■■■さん、■■■■の■■■■さんから高知県農業公社が借り受け、この後、■■■■の■■■■さん

が借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で、期間は5年です。

続いて、通常の貸借権になります。

2番、新規設定で、土佐山田町松本の農地、429㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。

3番は再設定で、土佐山田町山田の農地2筆、合計2,071㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、青ネギを栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

4番も再設定で、土佐山田町松本の農地、1,215㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は5年です。

5番も再設定で、土佐山田町中野の農地、595㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、トマトを栽培します。貸借権で期間は10年です。

6番も再設定で、土佐山田町の農地4筆、合計2,477㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、青ネギを栽培します。貸借権で期間は1年です。

7番も再設定で、土佐山田町山田の農地、670㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、青ネギを栽培します。貸借権で期間は5年です。

8番も再設定で、土佐山田町山田の農地2筆、合計2,875㎡を7番と同じ■■■さんが借り受け、青ネギを栽培します。貸借権で期間は2年です。

9番も再設定で、土佐山田町影山の農地、1,045㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、オクラを栽培します。貸借権で期間は5年です。

10番も再設定で、土佐山田町の農地4筆、合計10,033㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。

11番も再設定で、土佐山田町楠目の農地、1,917㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は10年です。

12番も再設定で、土佐山田町楠目の農地2筆、合計2,225㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は5年です。

13番も再設定で、土佐山田町松本の農地3筆、合計2,152㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。

14番は新規設定で、土佐山田町楠目の農地2筆、合計2,157㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は2年です。

15番は再設定で、香北町谷相の農地、827㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は5年です。

16番も再設定で、香北町中谷の農地、280㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、芋類を栽培します。使用貸借権で期間は3年です。以上です。

議 長 議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。関係する岡田君がおいでしますので1回退席をしていただいてこの案件のみ質疑を行いたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

----- ■■■ 委員退席 -----

議 長 それでは申請番号2番岡田君の案件につきまして皆さん方からご質問があれば受けたいと思ひますが、格段ありませんかね。

----- 質 疑 な し -----

議 長 各段無ければ、賛成されます方の挙手をお願いします。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。右難うございました。
■■■君に入ってもらつて。

----- ■■■ 委員入席 -----

議 長 ■■■君ご承認をいただきましたのでよろしく作っていただきたいと思います。
す。
それではすべての案件、議案第5号のすべての案件につきまして皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かございませんかね。
格段ありませんか。

——質疑なし——

議 長 格段無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議 長 はい、それでは議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
その他の件に入る前に議案1号の第3条の書類がちょっと抜かちよつた、不備のあった点について説明いただいてですね、採決に入りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

事務局 はい、大変失礼いたしました。議案第1号の第3番権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町朴ノ木字黒土78番1、外8筆で、合計9筆になります。合計面積が3,272.76㎡になります。譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,102.63㎡、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は受贈(その他)ということで資料につきましてははもれなくその筆載っているとしますので、以上です。

委員(17番) すいません、合計なんぼ言うたかね。

事務局 合計3272.76、3,272.76。

議 長 いいですかね。

委員(8番) もうひとつ。

議 長 はい。

委員(8番) 資料3-1の上の平面図で78-1と79の間、農道がずっと通ってますわね、資料の3-2のやつの①のやつの78-1の左側に農道がずっと通ってますわね。その平面図の農道がずっと、黄色でずっと所有者の土地みたいに農道になってますわね。これはどういう個人の農道、個人の持ちちゅう農道かその地区の私道とか農道じゃないとずっと通ちゅうわけで、個人の持ちちゅう農道ですか。

議 長 線をよけいに余分に引いちゅうってことやろう。

委員(8番) 農道やったらそんな黄色で囲んだら、後々問題が出たら困ると思いますけど。

議 長 これがいうたら黄色が広すぎるっていうがやね。

委員（8番） 3-2のやつで、78-1が農道までずっと黄色の枠できちゅうわね。それから農道が個人の持ち主やったら通ちゅうき、どうやおかかっていう。その農道の黄色の枠を外しちよかんと後々言われたら困るんじゃないろうかと。

議 長 わかるかね、意味が。

事務局 はい、すいません。現場は写真撮りに行きました。ええとですね、結局これは未登記のままおそらく道が広がちゅう。いうことで切り図では中に道が通ちゅうような経過にはなつて無くて、おそらく無償提供で道路的になつちゅういうことです。

委員（8番） はい、了解しました。

議 長 こういう場合には道は残して枠を取ちよつた方がえいかもわからんな。私は。

委員（8番） 提供しちよつたら、たぶん町道かも分からんし。

議 長 けど、提供しちよつたら、提供しちゅうき、ここは自分のじゃないですよというんで外しちよつたら、線を外しちよつたらえいかもわからん。

事務局 ただ、面積は引かれてない。

議 長 ただ我々がこの道を認めちゅうとか認めちゃあせんとかいうことはありませんので、それは最初にやった香北町の時代にやちゅう役場のミスかもしれせんね。本来なら道にしちよかなあいかん。そんあとこなんぼでもあらあ。

事務局 分筆されてないところがどっさりあります。香北だけじゃなくて山田も結構どっさりありますので。

議 長 私らあも自分ところのは入り口のハウスのあの道の水路との間に道路が残ちよらあえ。
道路じゃない、私の土地が。どうしたちしてくれなあ、何回も言うたけど。■■■■さん、■■の■■ちゃん。二人とも言うちゅうけんどしてくれざつた。舗装も直してもらいたいけんど、舗装は私がしてもらふようばんつて言うちゅう。線がわからんなるき。今のところかちりわかる。広がちゅうところが。まあそういうことです。
すいません、補足説明と言いますか、追加の説明がありました。議案第1号についてご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

----- 質 疑 な し -----

議 長 格段無ければ元へ戻つてですね、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。右難うございました。
議案第6号その他の件ということが出ておりますが、何かありますか。
事務局の方からは各段無いということですが、皆さん方から何かあればお受

けしたいと思います。はい、どうぞ。

推進委員
(1番)

直接議案のことではないんですけど。農地の転用に関してのことですけど。それに企業の取得に関して、法律が変わったということで企業が取得をしてただ目的が農業をする場合じゃないと、取得できんかなと思うんですけど。特に先程も出てましたけれども、前に農振の地域の太陽光発電、こういう転用についてのことですけど。ちょっと意見を述べたいと思いますけど。

最近、最近というか、高齢化とか後継者がいないということで中山間地だけではなく、農地の存続が難しゅうなってきた時代になってきちゃあせんろうかというふうに思います。放棄田の田畑が増えてきやあせんろうかというふうに思います。まあそのために、まあ何らかの対策をして田畑の荒廃を防ぐということは大変難しいように思えます。自然の流れで、まあ言うたら捨てるに任されていく時代になっちゃあせんろうかというふうに思います。先程にあったように太陽光発電業者に土地を貸すというような案件も出て、今初めに言いましたけど、問題になった、前にも出てきたと思います。今回もありますけど、特に高齢の方がよう作らんなって、太陽光に貸すと業者に貸すと、その人は死んだらまあ所有権、町の中に後継者が継ぐかどうかっていう問題も出てくるろうと思いますし、ほんならもう売ろうかと業者に売ろうかというようなことも出てくるんじゃないろうかと心配をしますが。太陽光発電の土地の取得、業者の取得も出てくるかもしれせんけれど、その是非含めて考え方まとめちよいたらどうじゃろうかというふうに思います。例えばですね、太陽光発電の開発が出来る地域を決めるとかですね、この地域はいかんとかそういうようなことを前提をするように決まりを作ったらどうじゃおかというふうに思います。まあそれには農業委員会だけではだめで、条例の中で規定するとかですね、そういうようなことも必要になってきやあせんろうかと思えますけど、開発反対ばかりしよった時代は農地が廃っていく方向にあって、ほんなら何もかにもいかんって言いよったら荒廃して山になっていってしまうとこういうようなことも起こりうるろうと思います。初めに言いましたように条例の中で業者らあが、企業の取得等に関してもうちょっと明確な規定なり検討をしてもらったらどうじゃおかというふうに思います。それからまあ、関連してですけど、香美市には無いろうと思いますけど、外国人が登記で土地を取得していく観光地なんか特にあるろうと思いますけど、こんなことについてもですね、余談ですけど、どうじゃおかというふうに心配しますが、まあ検討、していただいたらどうじゃおかと思えます。以上です。

議 長
事 務 局

すいません、局長がちょっと説明させていただきます。

昨日ですね、昨日私も会長と全国農業者委員会の方でもですね、永森さんがおっしゃってるようなことを、まさに言ってる方がおられました。それから高知県選出の先生も同じことおっしゃってまして、太陽光がですね、地域によって軋轢が生じちゅうところ、賛成の方も反対の方もそれからまた高齢でどうしてもやりようがないって方も大変いらっしゃる状況です。国の方もですね、営農型の太陽光発電っていうものを進めておるんですけど、そこもちょっと法律的にぎるになってる部分が多くありまして、それについての見直しについてもしたいというようなことも出ております。またこれにつきましても国、また県の方もあります。そちらの推移も眺めながらですね、またうちの方も判断していきたいと思えます。なかなかそのどこそだけやらせるとか、どこそだけやらせんという法律をかけるとなると農地法だけではちょっと難しいところがあると思うんですけど。そういったこともまた課題に上がってくると思いますので、その辺は研究していきたいと思えます。外国人につきましてもですね、農地だけやからってそのいろんな国の方が、国とか県とか市の大事な資産があるところに隣接するところへ買われてるものがありまし

た。特に防衛省の関係の土地の近くに農地を買うとか、そういった問題が起こってるようで、それも規制が現実新しい法律が出来ておりますが、それもそういったものに限らずですね、問題が今後起こってくると思いますので、そちらの方もまた研究をしていきたいと思っております。以上です。

議

長

私の方からも太陽光についてはですね、なかなか規制が難しいというところがありますが、香美市については隣地の承諾ということを非常に重きを置いてますので、隣地の承諾が貰えんものについては許可は出せないという判断をしています。隣地で皆がいいですよということになればですね、検討もせなあいかなですけど、一応そういうことと、それから先程局長からもあった営農型、営農型についてもですね、今までは策で南国市何かでも最初は柳を植えるとかいうふうなことでやってまして、柳はろくに取れんとかそんなこともありますけど、そこは最初から水はけが悪いところであって、何を作ったちいかんけん、まあ太陽光やったらできるろうき、その太陽光で儲けちゃおという思いの中でですね、あとで柳を植えた、けれども取れない、最終的には鉢植えにした柳にして水はけがいいものにしてですね、若干取れるかなあというふうなこともありますけど、それでも通常栽培の80パーセントは生産を上げないきませんよという最初の決まりがありますけど、もう全然駄目。土佐町でもですね、結構何ヘクのところもやっています。元々そこは牧草をするのに国営の何か基盤整備をやっちゅうところですけど、そこへ万次郎の、カボチャを植えたけど全然取れない。今年からですね、それをごく最近申請が出ましたが、こんどは芋を植えるというようなことで申請が出てます。その中の意見としてはあそこは山でですね、石が非常に多い、そんなところで芋が作れるかよと、けんども芋はその作る人はですね、これから石を拾いだして作っていくというふうなことです。最初にもう広い太陽光の設備を作ってますので、今更それを壊すじゃいう考えはもうとうないがですよ。たまたまけれども今の石の状況等になってもですね、そんな広いところを持って使い道が無いとなればそういうことにもなりやあせざつたろうかいうふうに思います。この問題については電力の不足とか化石燃料の高騰とかいうふうなことがあったんで、今脚光を浴びてき、今になって、また原発をですね、40年のものを60年に引き上げて長く使って原発を新しく作るというのがなかなか難しいですらうが、まあ今の古いやつをいかに維持して使っていくかということで電力供給をしていかなあいかなというふうなことであらうと思っております。その問題について大変、我々としてもですね、実際に現場へ入って来られると農業委員会が許可出す出さん、裁判になるとかいうふうなこともあるらしいですので、なるべく、来てほしくないというふうな考えのもとにですね、ここなところでやりたいけんどもって言われてもそりゃあ、周辺の人が迷惑するき、許可が出んやったらまず無理ですよというふうな話もお伝えいただきたい。

事務局

その隣接の同意ながですけど、隣接の同意がですね、今まで同意書という形で、今も求めておるんですが、この前県に見解を聞いたところですね、隣接の許可が貰えん場合も、被害防除計画の提出があれば県は認めるということですので、なかなかその明確にですね、隣接の農地に影響があるというような形が出てこん限りはなかなか許可を下ろさんという判断が難しいということを県の方にも言われております。実際その反対される方も実際にはおられると思っておりますが、やっぱり個人の私見が挟まってる土地でもございますので、隣が反対して全部それを防げるかということになりますとよっぽど明確な事情が無い限りですね、それは個人の権利でありますのでなかなかそれを出来ないというふうにはできないという判断でございます。そこについてはまた国の方もまた考えていくということでございますので、またそちらの方で考えていきたいと思っております。以上です。

先程の話ですけど、ただ一つですね、その通常に作って栽培をした場合の80%を取らなあいかと。それがなかなか難しいです。今までやってきたところで全てそこまでは行ってません。ですから、今回についても改正ではですね、実際に太陽光をやる前に物を作ってどれだけの収益が上がるか、実際に作ってやれというふうなことも言われてます。高知市で最近、長浜の方かな、砂地のところで太陽光をやると、もう耕作放棄地になっちゃうところはみんなあ太陽光をやりたい人が目をつけてます。その耕作放棄地の地主と交渉してですね、最近はどうだみ、それを作って、どうだみを買う業者があるがですね。そこが香川県か徳島県か何かそういう成功事例があるとか、いうふうなことですね、それを取り入れたどうだみの太陽光が高知市の方で若干出てきてます。実際に収量がどれくらい上がるかは未だに分かってませんので、他所の太陽光発電のですね、事例を見させていただいてですね、もし香美市にも入ってきた場合には、その辺で例えばどうだみというふうに来た場合にどうだみで高知市の方でいい成績を上げておればですね、また問題は無いかと思えますけど、まあそういう事例を参考にしながらやっていきたいと許可出す出さないについてそれから太陽光をやる業者についてはですね、業者がまあ資本金がある業者がやるわけですけど、下へ作るその営農型のいろんな作物については従業員というか農家をしよったけど、ちょっと手のあいちゅう人なんかをそれを管理をするということですけども、その人達もですね、品目によっては全然素人の人もおりますので、それが果たして上手いこといかなあという思いはありますけど、そこはですね、まあうちに来た時に皆さんでまた検討しなあいかとというふうには思ってます。

もう一つのその外国人が農地を取得するという事についてはですね、会社が仮に取得をしたらですね、その外国人の名前はですね、ほとんど出てこないらしいです。そうしよったらその会社ですね、どう言いますか、名義変更とか何とかやった時に初めてその外人の名前がどんどん出てきてそこから資本金が出来ちゃあせんかというはなしを聞いておりますので、まあそのところに行く時に外国人であるのか外国人でないのかっていうのはなかなか判断もしにくいところもあろうかと思いますが、例えば物部の奥の山の方でですね、外人が広い山を買ってその水のことで何かこのもめだしたりしたらでね、大変のことになりやあせんかという心配もします。まあ私なかなか分かんところもありますので、皆さん方もですね、十分こう注意をしながらですね、見ていただきたいと思っただけです。

何か他にその他の件であればお受けしたいと思いますが、今日もまだ2時25分ですので、すいません、後のですね、最適化推進委員の皆さん方との意見交換ですけども、そのままこれに入りたいと思いますが、構いませんかね。

閉会 (14時26分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心一 (原)

署 名 人 森田良彦 (森)

署 名 人 上島陽子 (上)